

スイッチング 支援システム 取扱マニュアル

目次

<<発電者情報変更>>

0	スイッチング支援システムの利用に際し留意すべき点について	1
1	発電者情報変更について	2~3
(1)	発電者情報変更の定義	2
(2)	「発電者情報変更申込」の流れ	3
2	発電者情報変更受付について	4~16
(1)	受電地点の特定方法について	4~5
(2)	「受電地点設備情報照会」画面での確認事項について	6~7
(3)	「発電者情報変更申込」の入力画面について	8~12
(4)	「発電者情報変更申込」の入力確認画面について	13~15
(5)	「発電者情報変更申込」の入力完了画面について	16
3	「発電者情報変更申込」の受付工程の確認方法について	17~19
(1)	「発電者情報変更申込」後の受付工程の確認	17~18
(2)	「発電者情報変更申込」済分の受付工程について	19

<変更箇所のみ抜粋版（案）>

本資料は、検討中のものであり、
今後内容の追加・変更の可能性がります。

■ スイッチング支援システムにおける申込対象電源について

スイッチング支援システムでの申込対象となるのは、国の固定価格買取制度^{注1}で対象となっている電源（以下、FIT電源^{注2}）およびFIT電源買取期間満了後の電源（以下、FIT卒業電源といたします。）のうち、供給電圧が低圧の電源です。

なお、対象電源は電力エリア毎に異なりますので、下記（注3）を参照してください。

（注1）国の固定価格買取制度とは

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）に基づき、電気事業者（小売電気事業者、一般送配電事業者、登録特定送配電事業者）に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、（1）政府が定めた調達価格・調達期間による電気の供給契約（特定契約）の申込、（2）再生可能エネルギー発電設備を電気事業者の送電線・配電線に接続する請求（接続請求）があった場合には、これらに応ずるよう義務付けるものです。

なお、本制度で売電するためには、法令で定める要件に適合しているか国において確認する「設備認定」を事前に必ず受ける必要がありますので、各種託送異動をご希望の際には、設備認定を受けたのちにお申込みください。

（注2）「FIT電源」とは、以下の電源を指します。

- ①太陽光
- ②風力
- ③水力
- ④地熱
- ⑤バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいいます。）
- ⑥原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用できると認められるものとして政令で定めるもの

（注3）電力エリア毎の対象電源

北海道・東北・東京・北陸・関西・四国・九州・沖縄：①～⑥

中部：①・②

中国：①

また、以下の電源についてはスイッチング支援システムでの申込対象外となりますので、各種申込方法を各エリアの一般送配電事業者へお問い合わせください。

- ・電力エリア毎に対象外として設定しているFIT電源およびFIT卒業電源
- ・FIT電源およびFIT卒業電源以外の電源
- ・高圧以上の電源